

2021年1月20日

(会長声明) 感染症法改正による政府の強権的・強制的施策の撤回を求める

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿

石川県保険医協会
会長 三宅 靖

政府・与党は、現在開催されている通常国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）の改正法案を上程する準備を進めている。マスコミ報道等によれば、この法改正により、新型コロナウイルス感染者が入院措置を拒否した場合等において刑事罰を科すことや、行政から新型コロナウイルス感染者の病床確保の「勧告」を受けた病院がそれに応じない場合には医療機関名を公表すること、などが検討されている。

新型コロナウイルス感染拡大への対応として、そもそも行政には何が求められるか。それは本当の意味での人権保障アプローチの徹底である。2020年4月23日、国連は事務総長名で加盟各国に対してコロナ禍における「政策概要」を発表した。そこでは、「社会の中で脆弱な立場におかれている人々に対する人権侵害を懸念し、人権保障を徹底することでこそコロナ危機を克服でき、終息後にはより包摂的な持続可能な社会をつくることができる」と強調されている。我々は、この理念こそがコロナ危機に立ち向かう行政の在り方のベースになくしてはならないと確信している。

感染症法はその基本理念において、「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」する旨がうたわれており、これは同法前文にもある通り、ハンセン病患者に対する絶対強制隔離政策などの過去の反省の上に立ち、もう二度と人権侵害を繰り返さないという強い決意のもと制定されたものである。罰則を伴う強制は、この基本理念とは合致しない。むしろ、罰則をおそれて国民が検査を忌避することになれば、国民の主体的な参加による感染制御が妨げられることになる。そして、罰則を背景にした「国民相互監視」状態の下で、国民に恐怖や不安を惹起し、感染者に対する偏見・差別を助長することにつながる。いま政府が追及すべきは、感染症法の目的である「感染者に対する良質かつ適切な医療の提供の確保」であり、医療提供体制を崩壊させない手立てである。

いま、コロナ禍のもとで、この間の政府による社会保障施策の問題点が浮き彫りになっている。財政赤字解消のための医療保険給付削減策は、医療提供体制にも大きな影響を与えた。度重なる診療報酬の実質的引下げにより医療現場は疲弊の度を深め、また、地域医療構想による急性期病床削減のための病院統廃合計画は地域医療に大きな影を落としている。コロナ禍前夜の地域の中小医療機関の多くは、このような困難を抱えながらも、かかりつけの患者さんの日常診療を維持することで、地域医療を支える役割を果たしてきた。いま政府は、新型コロナウイルス感染患者の受け入れ勧告に応じない病院に対してその名前を公表するという強権策の導入を企図しているが、これは、この間の医療提供体制脆弱化の責任を医療機関に転嫁するものであると言わざるを得ない。感染拡大防止のためには、何よりも人権としての国民の受療権の徹底的な保障が必要であり、公的医療費削減施策の転換と地域医療を支える医療機関に対する更なる支援の充実こそが求められている。

政府には、患者・国民・医療機関に対する強権的・強制的な施策により、自らの社会保障施策の誤りを覆い隠すのではなく、人権保障施策の徹底という原則的立場から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実効あるものにするよう、強く要請するものである。